



2025 年 5 月 8 日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 福田 尚久
(コード番号: 9424)
問合せ先 執行役員 CFO 小平 充
電話 03-5776-1700

定款一部変更に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、本日開催した取締役会において、当社の定款を一部変更する議案を 2025 年 6 月 25 日に開催予定の第 29 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

(1) 事業の目的の追加

当社の今後の事業展開に備えて事業の目的を追加するため、現行定款第 2 条を変更するものです。

(2) 株主総会および取締役会の招集権者および議長の変更

株主総会および取締役会の招集権者および議長を取締役 CEO（最高経営責任者）とするため、現行定款第 14 条および第 24 条を変更するものです。

(3) 取締役の役職の追加

取締役の役職として CEO（最高経営責任者）を設けるため、現行定款第 23 条を変更するものです。

(4) 取締役および監査役の責任を一部免除する規定の追加

取締役および監査役の損害賠償責任を軽減し、優秀な人材を確保しやすくすることで当社の競争力を高めるため、現行定款第 31 条および第 42 条を変更するものです。

なお、現行定款第 31 条の変更については、各監査役の同意を得ています。

2. 定款一部変更の内容

定款変更案（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1条（記載省略）	第1条（現行どおり）
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電気通信事業法に定める電気通信事業 2. 電気通信事業に関するシステムの開発 3. 電気通信に関する機器の開発、製造、販売および賃貸 4. 電気通信に関するソフトウェアの開発、製作、販売および賃貸 ＜新設＞ 5. 電子決済等代行業 ＜新設＞ 6. 前各号に付帯する一切の事業	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. （同左） 2. （同左） 3. （同左） 4. （同左） 5. <u>電子署名法に基づく特定認証業務</u> 6. <u>電子決済等代行業</u> 7. <u>資金決済法に基づく前払式支払手段発行業および資金移動業</u> 8. 前各号に付帯する一切の事業
第3条～第13条（記載省略）	第3条～第13条（現行どおり）
（招集権者および議長） 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、 <u>取締役会長が招集する。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2. <u>株主総会においては、取締役会長が議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>	（株主総会の招集権者および議長） 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、 <u>取締役CEOが招集し、その議長となる。</u> 2. <u>前項の取締役に差支えがあるときは、取締役会の定めに従い、他の取締役がこれに代わる。</u>
第15条～第22条（記載省略）	第15条～第22条（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役） 第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第23条（同左） 2. 取締役会の決議により、取締役会長、 <u>取締役社長および取締役CEO各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> <項の分割>	(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役 CEO が招集し、その議長となる。</u> 2. <u>前項の取締役に差支えがあるときは、取締役会の定めに従い、他の取締役がこれに代わる。</u>
第 25 条～第 30 条 (記載省略)	第 25 条～第 30 条 (現行どおり)
(非業務執行取締役の責任限定) 第 31 条 <新設> 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>	(取締役の責任免除および責任限定) 第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令に定める限度において免除することができる。</u> 2. 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任を同法 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第 32 条～第 41 条 (記載省略)	第 32 条～第 41 条 (現行どおり)
(監査役の責任限定) 第 42 条 <新設> 当会社は、監査役との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>	(監査役の責任免除および責任限定) 第 42 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令に定める限度において免除することができる。</u> 2. 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める責任を同法 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第 43 条～第 50 条 (記載省略)	第 43 条～第 50 条 (現行どおり)

以 上

■日本通信について

日本通信株式会社は、1996 年の創業以来、通信業界に革新をもたらし、MVNO 市場を切り拓いてきたパイオニアです。シンプルで合理的なモバイル通信サービスを中心に事業を展開し、安定した収益モデルを確立しつつ、さらなる成長を目指しています。特許技術を活用した無線専用線「閉域 SIM 間通信」やデジタル認証技術「FPoS」を強みとし、認証技術をコアにモバイル通信サービス及びデジタル認証基盤の提供にも注力しています。国際セキュリティ基準 PCI DSS 認定を取得したモバイル専用線は警察や銀行などの厳しい分野で採用。FPoS は世界最高水準のセキュリティと利便性を両立しています。「安全・安心にビットを運ぶ」というミッションのもと、国境を越えた安全なモバイル環境の社会インフラ構築を目指し、持続可能な成長と企業価値の向上に取り組んでいます。